



厚生労働省

東京労働局発表

平成21年12月24日

担 当	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 小山 雅之 主任需給調整指導官 吉田 貴則 電話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361
--------	--

一般労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

東京労働局（局長：東 明洋）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分一般労働者派遣事業主

名 称	株式会社ウイングメディカル
代表者の職氏名	代表取締役 恩田 乾次郎
所在地	東京都港区南青山5丁目6番26号
許可に関する事項	許可年月日 平成11年11月1日 許可番号 般13-040416

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づき労働者派遣事業改善命令
(改善命令の内容は下記第4のとおり)

第3 処分理由

- (1) 株式会社ウイングメディカルは、平成18年3月13日に労働者派遣法第4条第1項及び同法施行令第2条で禁止されている病院等における医療関係の業務への労働者派遣を行っていたとして同法第48条に基づく指導を受けていたにもかかわらず、その後も平成19年5月14日から同年9月27日までの間、実際には職業紹介の予定がないのに、紹介予定派遣であると称して1日ないし1ヶ月間の労働者派遣契約を繰り返し18回にわたって締結し、派遣労働者延べ164人を、神奈川県川崎市所在のA病院において薬剤師の業務に従事させ、同法第4条第1項及び同法施行令第2条で禁止されている病院

等における医療関係の業務への労働者派遣を行ったこと。

- (2) 株式会社ウイングメディカルは、東京都荒川区の派遣先B社の就業場所について、平成21年3月4日から同年7月31日までの間において、同年3月23日から同年6月30日までの間にあっては就業場所を偽り、同年7月31日までの間にあっては派遣可能期間を超えていることを知りながら、1日ないし1ヶ月の労働者派遣契約を22回にわたり繰り返し締結し、もって、同法第35条の2第1項に違反して、派遣可能期間を超える最初の日(以下「抵触日」という。)である同年3月19日以降、当該就業場所に派遣労働者延べ126人を労働者派遣したこと。
- (3) 株式会社ウイングメディカルは、平成18年3月1日から同21年6月30日までの間に、
- ① 同法第24条の3第1項に違反して、労働者派遣契約に労働者の氏名を定めることにより労働者派遣事業を行う上で必要な範囲を逸脱して個人情報を使用し、
 - ② 同法第26条第1項に違反して、労働者派遣契約に係る書面に、派遣就業日等を適正に記載せず、
 - ③ 同法第26条第6項に違反して、派遣先からの抵触日の通知がないのに労働者派遣契約を締結し、
 - ④ 同法第33条第2項に違反して、労働者派遣終了後2年以上の期間にわたり、派遣労働者と派遣先の間での自由な雇用契約締結を制限する旨の契約を派遣先との間で締結し、
 - ⑤ 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し、抵触日を適正に明示せず、
 - ⑥ 同法第35条第1項に違反して、派遣先に対し、派遣労働者の社会保険及び雇用保険への加入状況を文書により通知せず、
 - ⑦ 同法第35条の2第2項に違反して、派遣先及び派遣労働者に対し、派遣を停止する旨の通知を適正に通知せず、
 - ⑧ 同法第36条に違反して、定められた業務を行わせるために選任したはずの派遣元責任者に、当該業務を適正に行わせず、
 - ⑨ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳に記載すべき派遣就業日等の事項を適正に記載せず、労働者派遣事業を行っていたこと。
- (4) 株式会社ウイングメディカルは、同法第11条第1項に違反して、大宮オフィス(埼玉県さいたま市)、サテライト銀座(東京都中央区)及び千葉オフィス(千葉県船橋市)において、一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る届出を行わないまま、労働者派遣事業を行っていたこと。
- (5) 株式会社ウイングメディカルは、職業安定法第32条の7に違反して、大宮オフィス(埼玉県さいたま市)、サテライト銀座(東京都中央区)及び千葉オフィス(千葉県船橋市)において、有料職業紹介事業を行う事業所の新設に係る届出を行わないまま、職業紹介事業を行っていたこと。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

(1) 株式会社ウイングメディカルの全ての事業所において、平成21年11月1日から同年12月24日までに行った全ての労働者派遣、及び同期間中に行った全ての職業紹介、並びに同月24日において契約締結済みの全ての労働者派遣について、労働者派遣法及び職業安定法に則して行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

特に、短期間の紹介予定派遣を反復継続して行うものについては、法令等に基づく紹介予定派遣制度の趣旨に則したものであるかどうかについての確認を、求職者及び求人者から確実に行うこと。

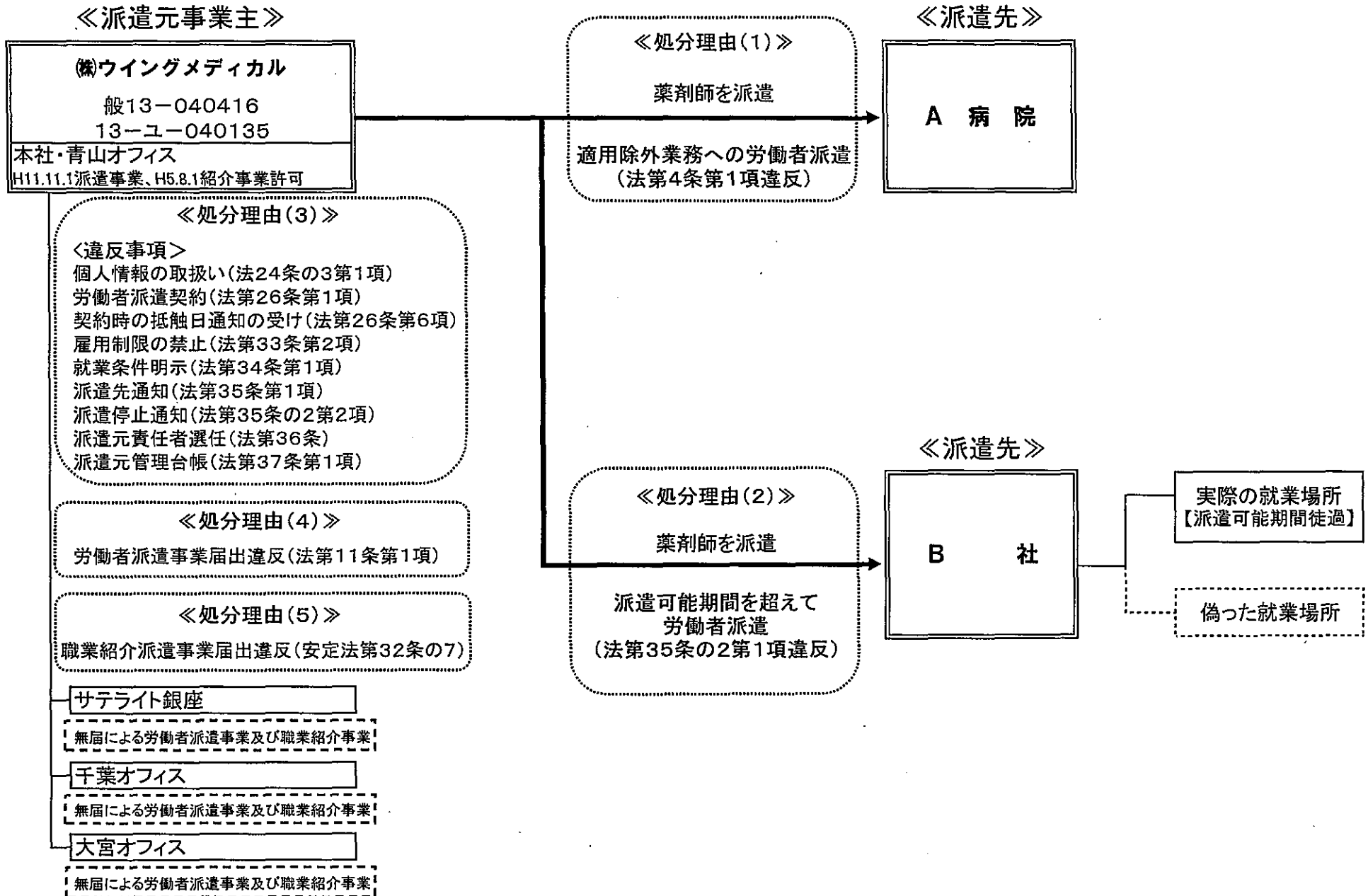
また、総点検に当たっては、特に下記違反事項について、重点的に点検すること。

- ①労働者派遣法第4条
- ②同法第11条
- ③同法第24条の3
- ④同法第26条
- ⑤同法第33条
- ⑥同法第34条
- ⑦同法第35条
- ⑧同法第35条の2
- ⑨同法第36条
- ⑩同法第37条
- ⑪職業安定法第32条の7

(2) 上記(理由)の事項に係る労働者派遣法違反及び職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

(3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することがないよう、一般派遣元事業主の責任、又は有料職業紹介事業者の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等に基づく労働者派遣制度及び職業紹介事業制度の理解の徹底を図るとともに、事業運営の実態を的確に把握できるようにすることにより遵法体制の整備を図ること。

株式会社ウイングメディカルの事案の概要図



参 考

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (労働者派遣法)

(用語の意義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第5条第1項の許可を受けた者(以下「一般派遣元事業主」という。)又は第16条第1項の規定により届出書を提出した者(以下「特定派遣元事業主」という。)が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者(以下この号において「派遣先」という。)について、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものをいい、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される旨が、当該労働者派遣の役務の提供の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含むものとする。

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一 港湾運送業務(港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。)
- 二 建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)
- 三 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣(次節、第二十三条第二項及び第三項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。)により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

◇労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(労働者派遣法施行令)

(法第4条第1項第三号の政令で定める業務)

第2条 法第4条第1項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務(当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法第40条の2第1項第三号又は第四号に該当する

場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にあり、又は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所(へき地にあるものを除く。)である場合を除く。)とする。

三 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)第十九条に規定する調剤の業務(病院等において行われるものに限る。)

(変更の届出)

第11条 一般派遣元事業主は、第5条第2項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第24条の3 派遣元事業主は、労働者派遣に関し、労働者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務(紹介予定派遣をする場合における職業紹介を含む。次条において同じ。)の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という。)の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

- 八 労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
 - 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該紹介予定派遣に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 6 派遣元事業主は、第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(派遣労働者に係る雇用制限の禁止)

第33条

- 2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に係る派遣先である者又は派遣先となろうとする者との間で、正当な理由がなく、その者が当該派遣労働者を当該派遣元事業主との雇用関係の終了後雇用することを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの
- 三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたこととの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の期間)

第35条の2 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の2第1項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

2 派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日の一月前の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。

(派遣元責任者)

第36条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第6条第一号から第四号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

- 一 第32条、第34条、第35条、前条第2項及び次条に定める事項に関すること。
- 二 当該派遣労働者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者等の個人情報の管理に関すること。
- 五 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣先との連絡調整を行うこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、当該派遣先との連絡調整に関すること。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第40条の2 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次

に掲げる業務を除く。第3項において同じ。)について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

二 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに該当する業務

イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの

ロ その業務が一箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務

三 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項及び第二項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務

四 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務

(指導、助言及び勧告)

第48条 厚生労働大臣は、この法律(前章第四節の規定を除く。第49条の3第1項、第50条及び第51条第1項において同じ。)の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

○職業安定法

(変更の届出)

第32条の7 有料職業紹介事業者は、第30条第2項各号に掲げる事項（厚生労働省令で定めるものを除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が有料の職業紹介事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。